

- (三)商業
- 八九、竹、柶柳、籐類製品製造業
  - 九〇、疊及葉、棕栢、真田類製品製造業
  - 九一、綿、麻、毛及絹製網繩及網製造業
  - 九二、纖維板製造業
  - 九三、皮革製品製造業
  - 九四、鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
  - 九五、刷毛及刷子製造業
  - 九六、漆器製造業
  - 九七、製帽業
  - 九八、玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
  - 九九、映畫製作業
  - 一〇〇、寫真業
  - 一〇一、塗裝業
  - 一〇二、骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業
  - 一〇三、醫療材料品製造業
  - 一〇四、毛筆、萬年筆、鉛筆及クレヨン製造業
  - 一〇五、和傘洋傘製造業
  - 一〇六、草履(草製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪草類製造業
  - 一〇七、羽毛及獸毛漂白整理業
  - 一〇八、其ノ他ノ雜工業中同種ノ製造加工業
  - 一〇九、米穀類販賣業

- (二)交通業
- 二〇、蔬菜類販賣業
  - 二一、鮮魚介類販賣業
  - 二二、牛乳販賣業
  - 二三、荒物販賣業
  - 二四、新聞發行販賣業
  - 二五、百貨店
  - 二六、其ノ他同種ノ物品販賣業
  - 二七、貿易業
  - 二八、媒介周旋業
  - 二九、金融、保險業
  - 三〇、預り業、貸貸業
  - 三一、娛樂興行ニ關スル業
  - 三二、接客業
  - 三三、其ノ他同種ノ商業
  - 三四、運輸業
  - 三五、通信業
  - 三六、辯護士、辨理士事務所
  - 三七、執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所
  - 三八、教育事業
  - 三九、宗教
  - 四〇、醫療、衛生業
  - 四一、獸醫業、裝飾業
  - 四二、著述、藝術、遊藝業
  - 四三、產業團體
- (一)公務自由業

- (六)家事業
- 一、社會事業團體
  - 二、其ノ他同種ノ團體
  - 三、代書、代價業
  - 四、其ノ他同種ノ自由業
  - 五、家事業
  - 六、其ノ他同種ノ商業
- (七)其ノ他ノ業

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和十八年四月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於テ  
 一般青壯年ヲ雇入レントスル申請ニ在リテハ第三條第  
 三項ノ規定ニ拘ラズ昭和十八年二月二十日迄トス

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件公布

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件は昭和十八年二月十七日付官報を以て左の通り公布せられた。

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件

(昭和十八年二月十七日) 厚生省令第五號

様式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)



申請書作成上ノ注意

- 一、本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト  
此ノ場合ニ於テ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ以上アルトキハ主  
トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ付作成シ、勤務ノ性質上其ノ場所一  
定セザルモノ(例ヘバ電氣業、鐵道及軌道、海運業、航空業、電信電話事業、土  
木建築業、放送事業等)ニ在リテハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト
- 二、本申請書ニハ副本ニ通テ作成添付スルコト
- 三、「主要生産品目及其ノ額」ノ欄(4)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト  
イ、「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品  
名及主要事業分類ノ生産品目名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト  
ロ、生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一シ、生産金額ニ付テハ各品  
目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スル  
コト
- ハ、軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルモノアルトキハ之ヲ記載  
セザルヲ得ルコト但シ生産品名ハ(イ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト
- 四、「利用狀況」ノ欄(5)ニハ申請ノ時ノ直前ノ事業年度ニ於ケル生産金額ニ依ル百分  
比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレ  
タルコト明カナルモノ「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記  
載スルコト尙生擴ノ品目ニ付テハ「生擴」ノ欄ニ記入スルコト
- 五、「事業ノ種類」ノ欄(6)ニハ使用場所ニ於ケル主タル事業ノ種類ヲ具體的ニ例ヘバ  
石炭鑛業、航空機製造業、石油精製業等ノ如ク記載スルコト
- 六、學校ノ程度ハ「大學」「專門學校」及「實業學校」トシ學科ハ左ノ例ニ依リ區分シ記  
載スルコト

機 械—機械工學科、機械學科、化學機械科、工作機械科、鑛山機械科、機  
關科、航空學科ノ發動機分科、計器科、原動機科、紡織機械科、木  
型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板  
金科、仕上科、精密機械科、應用物理學科、應用化學科ノ應用物

17	標準法令名	主務官廳名	認許可又ハ命令年月日	認許可又ハ命令番號	認許可又ハ命令ノ概要
17 ニ關スル事項 ニ依ル新設 臨時認許可其ノ他法令ニ依 臨時認許可其ノ他法令ニ依					
18 新設又ハ擴張計畫ノ概要					
19 其ノ他					
20 特ニ附屬ス				21 備考	

(裏面)

理分科、理學科ノ應用理學部選擇第一其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

造 兵—造兵學科、精密工學科

造 船—造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科

航 空—航空學科其ノ他之ニ進ズベキ學科又ハ分科(機關科、航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)

冶 金—冶金學科、金屬工學科、金屬學科、金屬工業科、應用金屬學科、探

鑽冶金科ノ冶金分科其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

電 氣—電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科

應用化學—應用化學科、電氣化學科、化學工學科、工業化學科、纖維化學科、應用理化學科ノ應用化學分科、理學科ノ應用理學部選擇第二其ノ他

色 之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)  
染—染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

人造纖維—人造纖維科、化學纖維科

窯 業—窯業學科其ノ他之ニ進ズベキ學科  
料—燃料學科其ノ他之ニ進ズベキ學科

火 藥—火藥學科  
探 鑽—探鑽學科、鑛山工學科、探炭工學科、探鑛冶金科ノ探鑛分科其ノ他

之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

土 木—土木工學科其ノ他之ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)  
建 築—建築學科其ノ他之ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

七、「總使用員數」ノ欄(8)ニハ當該使用場所ニ於ケル學校卒業生(本令施行前ノ卒業

者ヲ含ム)ノ總員數ヲ記載スルコト

八、申請員數ノ欄(9)ハ學校程度及學科別ニ其ノ所要員數ヲ正確ニ記載スルコト

尙大學卒業生ニ付前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ專門ノ事項ヲ修メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ專攻ノ事項ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添付スルコト

九、「擴張等ニ依リ新規ニ要スル工員又ハ鑛夫ノ員數」ノ欄(11)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ翌年三月末迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル新規要員數ニシテ雇入確實ナルモノヲ記載スルコト

十、「在勤者中夜間授業ノ指定ノ學校ヲ申請ノ年ニ卒業スベキ者ニシテ申請人ニ於テ引續キ使用セントスルモノ」ノ欄(10)ノ記載ニ際リテハ該當者ノ有無ヲ入念ニ調査シ記載事項ノ正確ヲ期スルコト尙本欄記載ノ者ニ付テハ其ノ學校程度及學科別員數ヲ申請員數(12)中ニ含マシムルコト

十一、申請ノ時迄ノ一年間ニ南方ニ轉出シタル學校卒業生(本令施行前ノ卒業生ヲ含ム)アルトキ又ハ向後一年間ニ南方ニ轉出セシメントスル學校卒業生ニシテ具體的ニ確定セルモノ乃至見込確實ナルモノアルトキハ其ノ學校程度別及學科別員數ヲ地域別ニ「其ノ他」ノ欄(10)ニ記載スルコト

十二、將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合其ノ他特定ノ學校卒業生ヲ使用スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(20)ニ記載スルコト

十三、※印ノ附シタル箇所ハ申請人ニ於テ記載ヲ爲サザルコト  
十四、本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ

テハ「極 祕」ノ印ヲ捺印スルコト

軍資祕 其ノ他ニ付

十五、本申請書ハ卒業生ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地

方長官(東京府ニ在リテハ警視總監、鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長)宛親展披トシテ其ノ封皮ノ表ニハ「學卒申請」ト朱書スルコト

ト